

令和2年度おもてなし通訳案内士育成事業業務委託 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせて修正の上契約を締結する。

1 委託事業名

令和2年度おもてなし通訳案内士育成事業業務委託

2 目的

外国人観光客におもてなしの心を持ち外国語で県内主要観光地を案内することができるおもてなし通訳案内士を育成するため、オンライン研修を実施する。

3 事業主体

埼玉県（以下「県」という。）

4 事業概要

外国人観光客に県内主要観光地を案内するための研修動画を作成し、当該動画を活用したオンラインによる研修などを実施する。具体的には以下のとおり。

（1）研修の主な対象者

通訳案内士等の通訳ガイド

（2）オンライン研修の修了者数

オンライン研修の修了者数は50人以上とする。なお、修了者とは、オンライン研修を受講し、その後の試験を受け、修了証を得た者とする。

（3）作成する研修動画の種類

- ア さいたま市（大宮盆栽美術館（ギャラリー、庭園）、盆栽四季の家等）
- イ 川越市（一番街、川越大師喜多院、菓子屋横丁、川越まつり会館等）
- ウ 長瀬町（岩畳、寶登山神社、埼玉県立自然の博物館等）

（4）研修後の試験の実施

研修後に試験を実施し、合格した者に修了証のオンライン発行をする。

（5）アンケート調査

修了者に対し、アンケート調査を実施する。

5 委託業務内容

以下（1）～（6）について、次の点に留意し、受託者の提案に基づき実施すること。

- ・提案に当たっては、通訳案内士等の通訳ガイドや県の状況を分析し、ターゲットを明確にした業務内容を設定すること。
- ・特に、新型コロナウイルス感染症による訪日観光の状況及び変化や国際情勢を踏まえ、今後の県への外国人誘客、外国人の受け入れ環境が整うような研修を提案すること。
- ・各業務について、第三者でも分かりやすい具体的なイメージを提示すること。
- ・(1)～(6)のほか、県の観光客誘致に効果的な業務があれば提案すること。

(1) 講師等手配事務

研修に当たり高い効果が得られる講師候補者を提案し、以下のア及びイの業務を行うこと。また、講師候補者の経歴や実績等を明らかにすること。

ア 各研修の講師の選定及び日程等の連絡確認業務

なお、講師の選定の際には、県と協議の上決定するものとする。

イ 各研修の講師への謝金支払い

(2) 動画の作成・公開

研修に当たって、より効果的な動画を作成し、公開する。

動画の構成、長さ及び公開の方法を提案すること。

なお、研修動画の内容については県と協議の上決定するものとする。

(3) 研修の周知及び受講者の管理

修了者50人以上の達成に向け、通訳案内士等の通訳ガイドに広く周知をするものとするとともに、受講者を管理する。

なお、周知の方法については県と協議の上決定するものとする。

(4) 試験の実施、修了証の発行

受講者に対しオンラインで試験を実施し、合格者に対してオンラインで修了証を発行する。受講者の多くが試験を受けるよう誘導する。

(5) アンケート調査

修了者に対しオンラインでアンケートを実施する。修了者の多くがアンケートに回答するよう誘導する。

(6) 特典の配布に当たっての補助

県がアンケート回答者に対し特典を配布する場合、修了者のメールアドレスや住所等必要な情報を収集し、県に提供する。

6 成果物等の提出

(1) 成果報告書

事業完了後、以下の成果物を提出すること。なお、成果物はデジタルデータ及び書面(1部)で提出すること。

- ア 事業実施報告書
- イ 修了者一覧
- ウ アンケート集計結果

(2) 領収書等の写し

事業完了後、講師への謝金支払いの領収書の写しを提出すること。

7 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 事業の遂行に当たっては、県と調整を図りつつ進めるものとする。
- (2) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (3) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 謝金等を支払う際は法令に基づき源泉徴収の控除を行うこととする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。